

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たると翌日  
に当る)

## 目 次

- ◇告 示 字の区域の変更等(三件) (地方課)
- 字の区域の変更(〃)
- 土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第四工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成元年十月三十日現在の地番による。)

一 石州府字大原ノ

石州府字大原ノ一のうち三二七の一部、三二八から三三〇まで、三三二の一部、三三三の一部、三四四の一部以外の区域

石州府字大原ノ二 三四五の一、三四五の二の一部、三四五の三の一部、三四六、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地

石州府字子種塚ノ一 三六七の一部及びこれと一体をなす国有地

二 石州府字大原ノ

石州府字大原ノ二のうち三四五の一、三四五の二の一部、三四五の三の一部、三四六、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

石州府字子種塚ノ一 三六三、三六四から三六七までの一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地

石州府字溝ヶ内三三七の一部及びこれと一体をなす国有地  
石州府字城ヶ内三九八の一部、三九八の二の一部

石州府字溝ヶ内

石州府字溝ヶ内のうち三七七の一部、三七九の一部、三八〇の一部、三八二の二の一部、三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

石州府字城ヶ内三九三の二の一部、三九六の二の一部、三九七の一、三九七の二の一部、三九八の一の一部、三九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

石州府字西中原五一七と一体をなす国有地の一部  
石州府字東中原五一八、五三三、五三四、五三九、五四〇、

石州府字城ヶ内	<p>五四一の一、五四二、五四三と一体をなす国有地の一部  石州府字寺處ノ卷七七〇の三、七七〇の四の一部、七七〇の五から七七〇の七まで、七七〇の九の一部、七七〇の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに七七〇の一、七九四の一四と一体をなす国有地</p>
石州府字観音寺	<p>石州府字城ヶ内のうち三九三の二の一部、三九六の二の一部、三九七の一、三九七の二の一部、三九八の一の一部、三九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  石州府字溝ヶ内三七七の一部及びこれと一体をなす国有地  石州府字西中原五一七と一体をなす国有地の一部</p>
石州府字西中原	<p>石州府字観音寺のうち四七四から四七六までの一部、四七七、四七八の一から四七八の三まで、四七九から四八二まで、四八三の一部、四八四の一部、四八五の一の一部、四八五の二の一部、四八六の一部、四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  石州府字西中原のうち五〇七の一部、五一〇の一部、五一一、五一二の一部、五一五から五一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
石州府字東中原	<p>石州府字西中原五〇七の一部、五一〇の一部、五一一、五一一の二の一部、五一五から五一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  石州府字東中原のうち五一八、五三三、五三四、五三九、五四〇、五四一の一、五四二、五四三と一体をなす国有地の一部以外の区域  石州府字石州府五九四の一部、五九五の二の一部、五九五の三の一部  石州府字御崎六〇九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
石州府字石州府	<p>石州府字岩屋五九六の二の一部、五九六の三の一部、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地  石州府字大塚ノ式六六三の二の一部、六六四の二の一部</p>
石州府字岩屋	<p>石州府字観音寺四七四から四七六までの一部、四七七、四七八の一から四七八の三まで、四七九から四八二まで、四八三の一部、四八四の一部、四八五の一の一部、四八五の二の一部、四八六の一部、四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地  石州府字石州府のうち五九四の一部、五九五の二の一部、五九五の三の一部以外の区域  石州府字御崎六〇九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六一〇、六一一と一体をなす国有地の一部</p>
石州府字御崎	<p>石州府字岩屋のうち五九六の二の一部、五九六の三の一部、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  石州府字御崎六〇六から六〇八まで、六〇九の一部、六一〇の一部、六一〇の二の一部、六一一から六三二まで、六三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六一〇と一体をなす国有地の一部  石州府字大塚ノ式六五五の一、六六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五四の一、六五五の二、六五六、六六三の一と一体をなす国有地の一部</p>
石州府字大塚ノ式	<p>石州府字御崎のうち六〇六から六〇九まで、六一〇の一部、六一〇の二の一部、六一一から六三二まで、六三三の二から六三三の五まで、六三四の一、六三四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六一〇、六一一と一体をなす国有地の一部以外の区域  石州府字大塚ノ式のうち六五五の一、六六三の二、六六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五四の</p>

石州府字子種塚ノ二	一、六五五の二、六五六、六六三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
石州府字子種塚ノ一 石州府字子種塚ノ二のうち六六七、六六八、六六八の二の一部、六六九の一部、六七一、六七二、六七三の一部、六七六、六七六の二、六七七の一部、六七七の二の一部、六八三の一部、六八四、六八五	石州府字大原ノ一 三二七の一部、三二八から三三〇まで、三三一の一部、三三二の一部、三四四の一部 石州府字子種塚ノ一 三六七の一部、三六八、三六九の一、三六九の二、三七〇の一、三七〇の二、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字子種塚ノ二のうち六六七、六六八、六六八の二の一部、六六九の一部、六七一、六七二、六七三の一部、六七六、六七六の二、六七七の一部、六七七の二の一部、六八三の一部、六八四、六八五以外の区域
石州府字山ノ下 タ一	石州府字子種塚ノ二 六六七、六六八、六六八の二の一部、六六九の一部、六七一、六七二、六七三の一部、六七七の二の一部 石州府字山ノ下タ一のうち六九七の二の一部、六九九の三の一部、七〇〇の一部、七一〇の四の一部以外の区域
石州府字大成	石州府字大成のうち七一五の二の一部、七一六の六、七一六の七、七一六の八の一部、七七七の二から七七七の二一まで、七一八から七七七まで、七二八の二から七二八の三まで以外の区域
石州府字石州府原	石州府字子種塚ノ二 六七六、六七六の二、六七七の一部、六七七の二の一部、六八三の一部、六八四、六八五 石州府字山ノ下タ一 六九七の二の一部、七一〇の四の一部 石州府字大成七一五の二の一部、七一六の六、七一六の七、七一六の八の一部、七七七の二から七七七の二一まで、七一八から七七七まで、七二八の二から七二八の三まで 石州府字石州府原の全域

石州府字寺處ノ四	石州府字子種塚ノ一 三六四から三六七までの一部、三七一の一部、三七二から三七六まで及びこれらと一体をなす国有地 石州府字溝ヶ内三七七の一部、三七九の一部、三八〇の一部、三八二の二の一部、三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字山ノ下タ一 六九九の三の一部、七〇〇の一部 石州府字寺處ノ四の全域 石州府字寺處ノ七七六九の二の一部、七六九の三の一部、七七〇の四の一部、七七〇の八、七七〇の九の一部
石州府字寺處ノ七	石州府字寺處ノ七のうち七六九の二の一部、七六九の三の一部、七七〇の三から七七〇の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七七〇の一、七九四の一四と一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	石州府字子種塚ノ一

鳥取県告示第百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野上西地区河上工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成元年八月十日現在の地番による。）
河上字松ヶ平道 下タ	河上字松ヶ平道下タのうち八五と一体をなす国有地の一部 以外の区域 河上字カナクソ田八六の一の一部
河上字カナクソ 田	河上字松ヶ平道下タ八五と一体をなす国有地の一部 河上字カナクソ田のうち八六の一の一部以外の区域
河上字上ミ飛塔 尻上ミ	河上字横ウ子ノ下タの全域 河上字上ミ飛塔尻上ミの全域 河上字木谷田ノ上テ一三七五の二
河上字乗越原	河上字乗越原の全域 河上字漣平四〇七の二
前河上字白口家ノ	河上字白口家ノ前のうち一四四の一部、一四六の一の一部、 一四七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 河上字白口一五八の二の一部
河上字白口	河上字白口家ノ前一四四の一部、一四六の一の一部、一四 七の二及びこれらと一体をなす国有地 河上字白口のうち一五八の二の一部以外の区域
河上字ランジ口 田	河上字ランジ口田のうち三四九から三五一までの一部、三 五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

河上字ランジ垣 内	河上字ランジ垣内のうち三七三の二、三七六の二以外の区 域
河上字晴田	河上字ランジ口田三四九から三五一までの一部、三五二の 一の一部及びこれらと一体をなす国有地 河上字ランジ垣内三七六の二 河上字晴田の全域
河上字荒神フロ 廻リ	河上字ランジ垣内三七三の二 河上字荒神フロ廻リのうち三九二の一から三九二の三まで、 三九三の一部、三九四の一の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
河上字陰地ワケ 畑	河上字陰地ワケ畑四〇〇から四〇三まで、四〇四の二及び これらと一体をなす国有地
河上字漣平	河上字漣平のうち四〇七の二以外の区域
河上字寺ノ前道 下タ	河上字寺ノ前道下タのうち四六九の六、四七〇の六以外の 区域
河上字榎田	河上字寺ノ前道下タ四六九の六、四七〇の六 河上字榎田の全域
河上字宮ノ前	河上字宮ノ前のうち五九一の一と一体をなす国有地の一部 以外の区域

河上字上ミ紺屋 神田	河上字宮ノ前五九一の一と一体をなす国有地の一部 河上字上ミ紺屋神田の全域 河上字柏木六四七の一の一部
河上字柏木	河上字柏木のうち六四七の一の一部、六五七の四及び六五〇、六五七の一、六五七の三、六五七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
河上字菅ノ原岩 黒田	河上字柏木六五七の四及び六五〇、六五七の一、六五七の三、六五七の四と一体をなす国有地の一部 河上字菅ノ原岩黒田の全域
河上字畑中	河上字畑中の全域 河上字畑中ノ下モ八八六の一の一部、八八七の一部、九〇二の一部 河上字井手下タ九〇四の一の一部及びこれと一体をなす国有地
河上字畑中ノ下 モ	河上字畑中ノ下モのうち八八六の一の一部、八八七の一部、八九六の二の一部、八九七の二の一部、九〇二の一部及び八九六の二、八九七の二、八九八の二、八九九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 河上字井手下タ九〇四の一の一部、九〇七の二、九〇八の三、九〇八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに九一一、九一二、九一五、九一六と一体をなす国有地の一部 河上字ホレノ上ミ九一八の二の一部、九一八の三の一部、九二四の一の一部、九二四の三の一部、九二五の一の一部
河上字井手下タ	河上字井手下タのうち九〇四の一、九〇七の二、九〇八の三、九〇八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに九一一、九一二、九一五、九一六と一体をなす国有地の一部以外の区域

河上字ホレノ上 ミ	河上字畑中ノ下モ八九六の二の一部、八九七の二の一部及び八九六の二、八九七の二、八九八の二、八九九の三と一体をなす国有地の一部 河上字ホレノ上ミのうち九一八の二の一部、九一八の三の一部、九二四の一の一部、九二四の三の一部、九二五の一の一部
河上字佐ノ谷屋 敷	河上字佐ノ谷屋敷のうち九九八の一、九九九と一体をなす国有地の一部以外の区域
河上字佐ノ谷	河上字佐ノ谷屋敷九九八の一、九九九と一体をなす国有地の一部 河上字佐ノ谷の全域
河上字木谷田ノ 上テ	河上字木谷田ノ上テのうち一三七五の二以外の区域
萩原字佛ヶ原	萩原字佛ヶ原の全域 萩原字大峠山二四〇の六
萩原字大峠山	萩原字大峠山のうち二四〇の六以外の区域
廃止する字の名称	河上字横ウ子ノ下タ

鳥取県告示第百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九

十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福万来地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年八月二十二日現在の地番による。)
福万来字熊多羅山	福万来字熊多羅山のうち六五八の五、六五八の六以外の区域
福万来字大フケ	福万来字大フケのうち六六六の二、六六六の三、六六七から六六九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福万来字坂根田	福万来字熊多羅山六五八の五、六五八の六 福万来字大フケ六六六の二、六六六の三、六六七から六六九まで及びこれらと一体をなす国有地 福万来字坂根田の全域
福万来字坂根田細塔	福万来字坂根田細塔六九二の二 福万来字桑木ノ上エ六九三、六九五、六九七と一体をなす国有地の一部
福万来字釜田	福万来字坂根田細塔のうち六九二の二以外の区域 福万来字釜田の全域
福万来字桑木ノ上エ	福万来字中ソリ田一八五四の九、一八五五と一体をなす国有地の一部 福万来字桑木ノ上エのうち六九三、六九五、六九七と一体

福万来字見田寺田	をなす国有地の一部以外の区域 福万来字見田寺田のうち八二九の一の一部、八三〇の二から八三〇の三までの一部以外の区域
福万来字ソリ田	福万来字見田寺田八二九の一の一部、八三〇の二から八三〇の三までの一部 福万来字ソリ田の全域
福万来字南田	福万来字南田のうち九二〇の四の一部以外の区域 福万来字四通田九四七の一、九五六と一体をなす国有地の一部
福万来字四通田	福万来字南田九二〇の四の一部 福万来字四通田のうち九五二の一の一部、九五二の二の一部、九五三の一、九五三の二、九五四から九五六までの一、九五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四七の一、九五六と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字橋詰道ノ上ミ九七一と一体をなす国有地の一部 福万来字葉侶前井手ノ上エ九七二の二の一部及び九七二の二、九七三の五と一体をなす国有地の一部
福万来字牛休	福万来字四通田九五二の一の一部、九五二の二の一部、九五三の一、九五三の二、九五四から九五六までの一、九五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字牛休の全域
福万来字橋詰道ノ上ミ	福万来字橋詰道ノ上ミ九六六の三、九六六の四、九六七の一、九六七の二、九七一と一体をなす国有地の一部 福万来字橋詰道ノ上ミのうち九七一の一部及び九六六の三、

福万来字 杉本前道下タ	福万来字 二部塔田	福万来字 愛宕山前道下タ	福万来字 森脇下モ道下タ	福万来字 葉侶前井手ノ上エ	
福万来字杉本前道下タのうち一一六一のの一部、一一六三の一部、一一六四のの一部以外の区域	福万来字二部塔田の全域 福万来字二部塔田山一二〇七の五	福万来字森脇下モ道下タ一〇七八のの一部 福万来字愛宕山前道下タのうち一〇八五の、一〇八六のの一部、一〇八七のの一部、一〇八八のの一部、一〇八九のの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福万来字杉本前道下タ一一六一のの一部、一一六三のの一部、一一六四のの一部	福万来字森脇下モ道下タのうち一〇七七のの一部、一〇七八のの一部、一〇七九のの一部、一〇八〇のの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福万来字愛宕山前道下タ一〇八五の、一〇八六のの一部、一〇八七のの一部、一〇八八のの一部、一〇八九のの一部及びこれらと一体をなす国有地	福万来字橋詰道ノ上ミ九七一のの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 福万来字葉侶前井手ノ上エのうち九七二のの一部及び九七二の二、九七三の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字森脇下モ道下タ一〇七七のの一部、一〇七九のの一部及びこれらと一体をなす国有地	九六六の四、九六七の、九六七の二、九七一と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字森脇下モ道下タ一〇七九のの一部、一〇八〇のの一部及びこれらと一体をなす国有地

福万来字 大戸原	福万来字 樋ノ口	福万来字 小田	福万来字 小森	福万来字 二部塔田山
福万来字家ノ向一二一七の二 福万来字小田一二三〇のの一部、一二三二のの一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字大戸原のうち一二四四から一二四七までのの一部、一二五二のの一部、一二五三、一二五四の、一二五四の二、	福万来字樋ノ口の全域 福万来字大戸原一二四四のの一部、一二四五のの一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字流田のうち一二六九のの一部及び一二六九の、一二六九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	福万来字小田のうち一二三〇のの一部、一二三二のの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福万来字大戸原一二四六のの一部、一二四七のの一部、一二五二のの一部、一二五三、一二五四の、一二五四の二、一二五五のの一部、一二五五の二、一二五六の、一二五六の二から一二五六の三までのの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二四九、一二五二と一体をなす国有地の一部	福万来字小森のうち一二三二のの一部、一二三三、一二三四、一二三五のの一部、一二三五の二、一二三五の三、一二二八、一二二九のの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 茶屋字下モ新田四一五〇の二の一部	福万来字二部塔田山のうち一二〇七の五以外の区域 福万来字家ノ向のうち一二一七の二以外の区域

福万来字向田	一二五五の二の一部、一二五五の二、一二五六の二から一二五六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二四九、一二五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字流田一二六九の二の一部及び一二六九の一、一二六九の二と一体をなす国有地の一部
福万来字場ヶ谷尻	福万来字向田一二八四の三、一二九〇の二 福万来字場ヶ谷尻の全域
福万来字河原田	福万来字河原田のうち一三〇四の一部及び一三〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字岩黒一三〇九の一部、一三二〇の一部、一三二一の二の一部、一三二二、一三二四の二の一部、一三二五、一三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字ケウニチ一三一七、一三一八の一部、一三一九の一部、一三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
福万来字美古ケ市	福万来字河原田一三〇四の一部及び一三〇四と一体をなす国有地の一部 福万来字美古ケ市の全域 福万来字岩黒一三〇九の一部、一三二〇の一部、一三二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
福万来字岩黒	福万来字岩黒のうち一三〇九、一三二〇、一三二一の二、一三二二、一三二四の二、一三二五、一三二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福万来字フケ田	福万来字河原田一三〇四の一部及びこれと一体をなす国有地
福万来字梨木田	地 福万来字岩黒一三二四の二の一部、一三二六の一部 福万来字ケウニチのうち一三一七、一三一八の一部、一三一九の一部、一三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福万来字フケ田のうち一三二五の二の一部以外の区域 福万来字梨木田一三二六の一〇、一三二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二九と一体をなす国有地の一部
福万来字槇ノ前	福万来字フケ田一三二五の二の一部 福万来字梨木田のうち一三二六の一〇、一三二九の一部、一三三〇の二の一部、一三三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二九と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字槇ノ前一三三三の二の一部及びこれと一体をなす国有地
福万来字鉦原道下タ	福万来字梨木田一三二九の一部、一三三〇の二の一部、一三三一の二の一部 福万来字槇ノ前のうち一三三三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 福万来字鉦原道下タのうち一五四二の二以外の区域
福万来字鉦原川端	福万来字鉦原道下タ一五四二の二 福万来字鉦原川端の全域 福万来字二部鉦原一五八五、一五八六の一及びこれらと一体をなす国有地 福万来字笹枝一六二六の一、一六二六の九の一部、一六三〇の三の一部、一六三〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地



福万来字二部鈿原	福万来字二部鈿原のうち一五八五、一五八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福万来字聖リ峠	福万来字聖リ峠の全域 福万来字チヒケ塔一六一〇の一、一六一〇の九 福万来字聖リ峠右一六一一の二、一六一一の三
福万来字チヒケ塔	福万来字チヒケ塔のうち一六一〇の一、一六一〇の九以外の区域
福万来字聖リ峠右	福万来字聖リ峠右のうち一六一一の二、一六一一の三以外の区域
福万来字笹枝	福万来字笹枝のうち一六二六の一、一六二六の九の一部、一六三〇の三の一部、一六三〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福万来字御崎ノ上ミ道上へ	福万来字御崎ノ上ミ道上へのうち一六五四の一部以外の区域
福万来字表田	福万来字御崎ノ上ミ道上へ一六五四の一部 福万来字表田の全域 福万来字加藤田一六六四の一と一体をなす国有地の一部
福万来字加藤田	福万来字加藤田のうち一六六四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万来字井領	福万来字井領のうち一六七七の一部以外の区域 福万来字見田ノ前一七一の一の五と一体をなす国有地の一部
福万来字塔田	福万来字井領一六七七の一部 福万来字塔田の全域
福万来字見田ノ前	福万来字見田ノ前のうち一七一の一の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万来字広畑	福万来字広畑のうち一七五五の一部、一七五七の一の一部以外の区域 福万来字観音谷尻道下タ一七八五の一の一部、一七八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七八五の一と一体をなす国有地の一部
福万来字観音谷尻道下タ	福万来字観音谷尻道下タのうち一七八五の一、一七八五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福万来字十文字下タ	福万来字広畑一七五五の一部、一七五七の一の一部 福万来字観音谷尻道下タ一七八五の一の一部、一七八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 福万来字十文字下タの全域
福万来字中ソリ田	福万来字ヒヤケ田の全域 福万来字中ソリ田のうち一八五六の五、一八五七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八五四の九、一八五五、一八五六の一から一八五六の三まで、一八五七の四、一八五七の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字上ミ塔田一八六〇、一八六一、一八六二の二及びこれらと一体をなす国有地
福万来字上ミ塔田	福万来字松ノ前一八七三及びこれと一体をなす国有地の一部 福万来字真弓ヶ坪一八七四の三の一部、一八七九の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七九の九と一体をなす国有地の一部
福万来字上ミ塔田	福万来字上ミ塔田のうち一八六〇、一八六一、一八六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

福万来字沢田平 ラ山	福万来字沢田平ラ山のうち一八七〇の二以外の区域
福万来字松ノ前	福万来字松ノ前のうち一八七三及びこれと一体をなす国外地以外の区域
福万来字真弓ヶ 坪	福万来字中ソリ田一八五六の五、一八五七の五の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一八五六の二から一八五六の三まで、一八五七の四、一八五七の五と一体をなす国外地の一部 福万来字松ノ前一八七三と一体をなす国外地の一部 福万来字真弓ヶ坪のうち一八七四の三の一部、一八七六の二の一部、一八七六の二の一部、一八七九の八の一部、一八八二の二から一八八二の三までの一部、一八八三の二、一八八三の二、一八八四の三の一部、一八八四の四の一部、一八八四の五、一八八四の六の一部、一八八四の七の一部、一八八四の八、一八八四の九及びこれらと一体をなす国外地並びに一八七五の五、一八七九の九と一体をなす国外地の一部以外の区域 福万来字沢田新田一九一一の二から一九一一の五までの一部、一九一四から一九一四までの一部、一九一五の二から一九一五の六までの一部及びこれらと一体をなす国外地
福万来字渡り上 り	福万来字真弓ヶ坪一八八三の二、一八八三の二、一八八四の三の一部、一八八四の四の一部、一八八四の五、一八八四の六の一部、一八八四の七の一部、一八八四の八、一八八四の九及びこれらと一体をなす国外地の一部 福万来字渡り上りのうち一八九二の二から一八九二の四までの一部及びこれらと一体をなす国外地以外の区域 福万来字二百ナシ一八九三の二の一部、一八九三の二の一部 福万来字沢田新田一八九五の五の一部、一八九五の七、一八九五の八の一部、一八九七の二の一部、一八九八の五の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一八九八の五、
福万来字二百ナ シ	一八九八の六と一体をなす国外地の一部 福万来字二百ナシのうち一八九三の二、一八九三の二、一八九三の九から一八九三の二一まで及びこれらと一体をなす国外地の一部以外の区域
福万来字沢田新 田	福万来字真弓ヶ坪一八八二の二から一八八二の三までの一部、一八八四の四の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一八八四の四、一八八四の五と一体をなす国外地の一部 福万来字渡り上り一八九二の二から一八九二の四までの一部及びこれらと一体をなす国外地 福万来字二百ナシ一八九三の二、一八九三の二の一部、一八九三の九から一八九三の二一まで、一八九三の二一の一部及びこれらと一体をなす国外地 福万来字沢田新田のうち一八九五の五の一部、一八九五の七、一八九五の八の一部、一八九七の二の一部、一八九八の五の一部、一九一一の二から一九一一の五までの一部、一九一四から一九一四までの一部、一九一五の二から一九一五の六までの一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一八九八の五、一八九八の六、一九一五の六と一体をなす国外地の一部以外の区域 福万来字東谷尻一九二二の一部、一九二三の一部、一九二七の二の一部及びこれらと一体をなす国外地
福万来字東谷尻 り	福万来字沢田平ラ山一八七〇の二 福万来字真弓ヶ坪一八七六の二の一部、一八七六の二の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一八七五の五と一体をなす国外地の一部 福万来字沢田新田一九一五の六の一部及び一九一五の六と一体をなす国外地の一部 福万来字東谷尻のうち一九二二の一部、一九二三の一部、一九二七の二の一部及びこれらと一体をなす国外地以外の区域

茶屋字都堀	茶屋字都堀の全域 茶屋字仲新田四〇八一の二の一部、四〇八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
茶屋字仲新田	茶屋字仲新田のうち四〇八一の二の一部、四〇八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 茶屋字下モ新田四一四二の一部、四一四三、四一四四の一部、四一四五、四一四六の一部及び四一四六、四一四九の二と一体をなす国有地の一部
茶屋字下モ新田	茶屋字下モ新田のうち四一四二の一部、四一四三、四一四四の一部、四一四五、四一四六の一部、四一五〇の二の一部及び四一四六、四一四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称  
福万来字流田、福万来字ケウニチ、福万来字ヒヤケ田

鳥取県告示第百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第二十七工区の換地処分公告があった日の翌日からその

効力を生ずる。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成元年十二月二十七日現在の地番による。）
豊房字草谷	豊房字草谷のうち二〇五二の二二〇から二〇五二の二二三まで以外の区域
豊房字小平	豊房字草谷二〇五二の二二〇から二〇五二の二二三まで豊房字小平の全域

鳥取県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る日野上西地区河上工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る福万来地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の

規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一七工区の換地処分を行ったので、同法第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次